

ると同時に少年法を論じる時の研究書にもなっていることも指摘しておきたい。

最後に気がついたことを二つ。著者は、かつては家裁の理念を語る時によく使われていたのに、今は家裁内部であまり言われなくなってしまう「ケースワーク」ということばを「調査官のケースワーク機能」として自明のこととして述べているが、願わくば「ケースワーク」の基本的な理念、人権と関わる深い意味についてももう少し具体的に述べていただけたら尚ありがたい。また細かいことであるが「少年事件手続きの流れ」図(二八頁)の中に「少年鑑別所」という文字が出ていないが、これは当然「観護措置」のところに併記しておいていただいたらいかがだろうか。

最後に、調査官の先輩としてあえて以下のことをお願いしたい。弁護士・付添人にいろいろな方がいるように調査官・裁判官にもいろいろな人がいる。弁護士・付添人として裁判所に激しく対立し闘わねばならないことも当然あるに違いない。しかし同時にお互いが一人の少年をめぐってとことん話し合いぶつかり合い、その上で理解し合い学び合って成長していく姿勢も忘れないでいただきたいと思う。

詩集『独りぼっちの人生(せいかつ)』

浅見洋子著

(二〇一一年七月発行、コールサック社、一七六頁、二一〇〇円)



弁護士 杉浦 ひとみ (東京)

私が生まれたとき、すでに戦後一〇年余たっていた。もう戦争はすんだこと、遠い昔のこと、振り返らない、社会が、教育が、もうそうだった。だから知ろうともしないで何十年もを過ごしてきた。しかし、弁護士になって、空襲の被害を裁判で救済してほしい、国に謝ってほしいと願うた皆さんの人たちが

と知り合い、弁護団を作った。戦争からすでに、六〇年以上がたっていた。

二時間あまりで一〇万人が亡くなり一〇〇万人が被災したという一九四五年三月一〇日のいわゆる東京大空襲の惨状を何人もの方から聞いた。一四才の少年が盲目の母の手を引いて逃げる途中で母が焼け死んだ。自分がもつとしっかりといていれば母を死なせずにすんだのに、と年老いた男性は今も自分を責める。三月の隅田川に逃げた女性は冷え切ったからだを温めようと橋のたもとたたき火に手をかざすとそれは人が折り重なって焼夷弾に焼かれた「人のたき火」だった。疎開先から帰って恋しい親に会えると思つた東京は焼け野原で、親とも姉や妹とも二度と会えなくなった少女は、親戚に預けられ、差別され虐待され、「親と一緒に死ねばよかったのに」といわれ、さみしくて悲しくて毎日母を思つて布団の中で泣いた。だれの話も、その悲しさ寂しさ悔しさは過ぎたものの、癒えたものの、忘れたものではなく、今現在の深い思いだった。戦争が人の心に残した負の遺産は、こんなにも辛く苦しく、なお無念の炎を燃やし続けるものと知った。詩集『独りぼっちの人生(せいかつ)』で作者浅見洋子さんは、戦争の被害にあった方たちのお話をかたわらでじつと聴きながら、被害者の表情や声、まなざし、そして心の動きをしっかりと感じ取って、言葉を選び、そこに生き生きとした心を流し込むように描かれている。言葉を尽くして説明するよりも、もつと深いものが、短い言葉の中に的確に表現されている。

私は 今でも 夕日が 嫌いです／語気を強め言い切る 石川智恵子 六九歳／東京大空襲訴訟で証人尋問にたつ 彼女／打合せ場所を わが家にした 代理人の夫／二人の 傍らで 茶を入れながら／彼女の話を 聞き入った (詩「夕日」より) 伝えるべきものを伝える力のある人が、伝えて行くことの大切さを痛感した。

『少年法入門 第5版』

(二〇一一年一〇月発行、有斐閣、三六八頁、二一〇〇円)
一同『少年法』(中公新書、一九九九年)にも若干触れて

弁護士 吉峯 康博 (東京)

この本は、いわゆる「入門書」ではありません。著者自身が、次のように述べています。

「本書は専門書であるのに『少年法入門』という書名にしたのは、講義する(子どもの権利条約が批准された一九九四年度から、わが国の大学法学部に一年間の履修期間を必要とする『少年法』の講義がはじめて開講された)私にとつても受講する学生にとつても、まったく新しい体験が始まるのであるから、両者とも入門者としての心構えをもつことが必要と考えたからである。したがって、この書名は初心者向けのやさしい本という意味ではない。少年法という体系的な構築物の全体像を正確に理解するための基礎知識を学ぶための本という意味である。」
わが国の少年法研究の先駆者のお一人であり、『子どもの人権研究会』の創立以来の代表世話人のお一人でもある先生の体系書は、確かに、分かり易いがレベルは高いのです。

例を挙げましょう。二六四頁から二七一頁の「第一章 少年司法と国際準則」(注)において、澤登先生は次のとおり書かれています。

「三つの国連規則(注)は、非行少年処遇の全局面にわたり条約の基本的な考え方を具体化したものであると言うことができる(この一体性は、条約四〇条二項、北京規則九、リヤド・ガイドライン七、自由保護規則九に示されている)。」

「三つの国際規則にはその効力はないが、採択に賛成した国として、その実施に関する国連決議に従い規則の内容の実現に努める義務を国連に対して負うことになる。さらに、既述のように条約と規則の内容が一体不可分であるから、条約の批准に伴い、規則も条約に準じた実質的な効力を発揮しうるのである。」